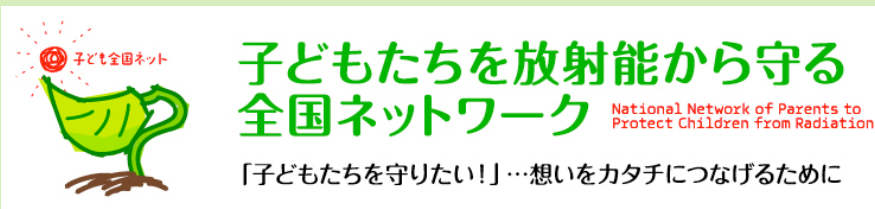


原発事故子ども・被災者支援法
推進に向けて
意見書提出を地方議会に呼びかけよう！

～“しえんほう”を地域から動かそう！～

しえんほうキャンペーン



地方自治体が国に提出する「意見書」とは？

地方公共団体の公益に関することについて、「国会または関係行政庁に提出することができる」と規定されている。

(地方自治法第99条)

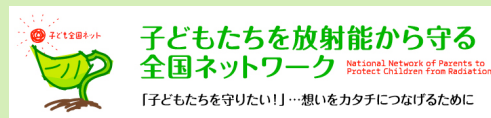
なぜ、意見書を提出させる？

- ・市民の意見を関係行政庁に届ける1つの方法！
- ・地方議会で審議されることで、周知される機会にする！

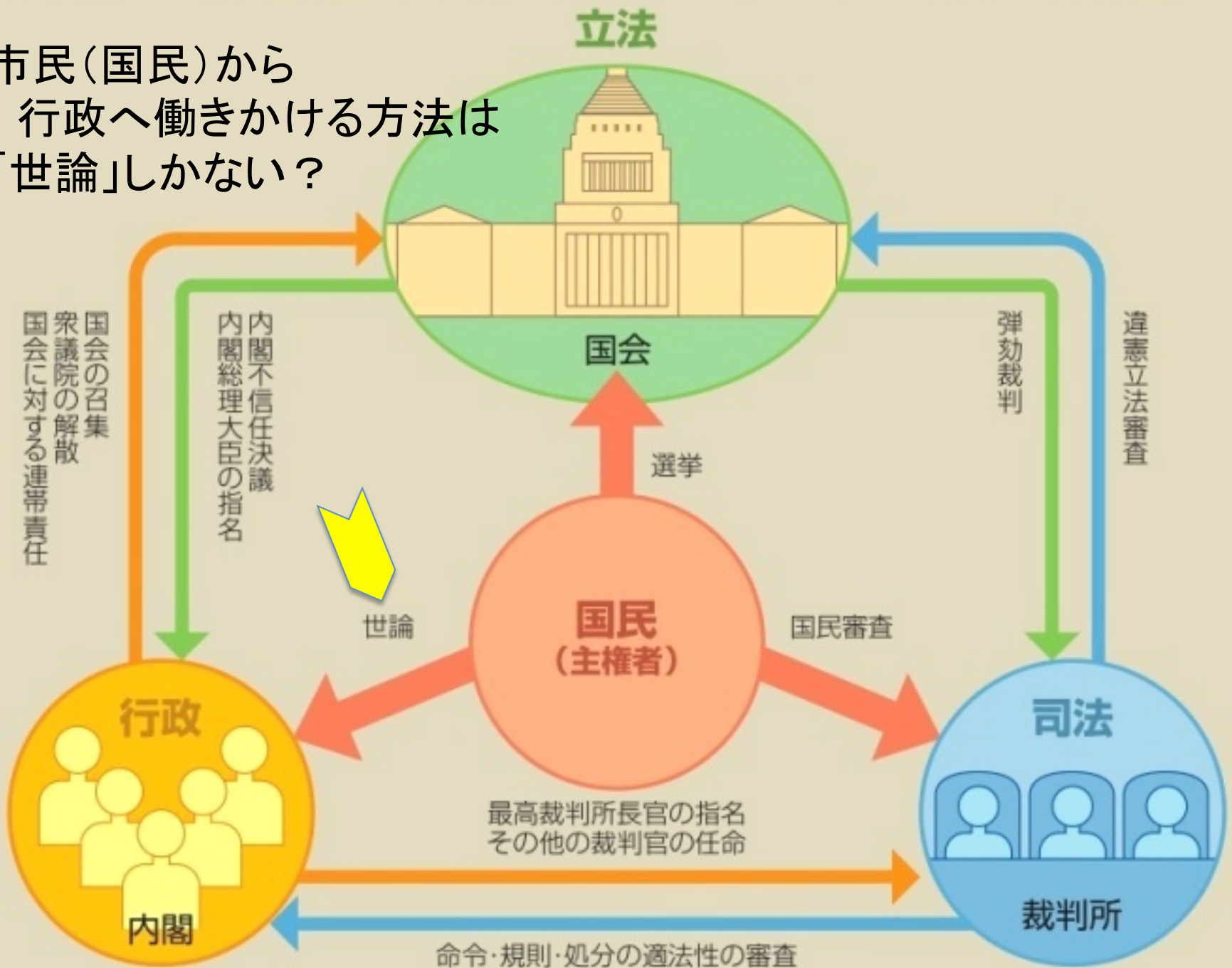


意見書を提出してもらうには
議会で採択されることが必要！

しえんほうキャンペーン



市民(国民)から
行政へ働きかける方法は
「世論」しかない？



意見書提出のために地方議会へ働きかける3つの方法

自分で

請願書を提出する

請願書を作成し、議員に働きかけて、紹介議員になってもらい、議会に提出。

メリット: 市民の力と議員の力を活用でき、採択の可能性がUP。

デメリット: 紹介議員を依頼する必要があり、採択のためには会派構成等を考慮する必要がある。

自分で

陳情書を提出する

陳情書を作成し、議会に提出する。

メリット: 提出するだけなので、簡単。

デメリット: 議員へプッシュしたり、署名を集めて提出したり、傍聴するなど、プラスαの働きかけがないと、採択まで至らない可能性が高くなる。

議員に

議員から提案してもらう

意見書提出について、議員に働きかけて、議員から議会に提案してもらう。

メリット: 力になってくれる議員がいれば、議員の力を活用して楽に進められる。

デメリット: 議員の力量や会派構成によって採択の可否が左右されやすい。

しえんほうキャンペーン



子どもたちを放射能から守る
全国ネットワーク National Network of Parents to
Protect Children from Radiation

「子どもたちを守りたい!」…想いをカタチにつなげるために

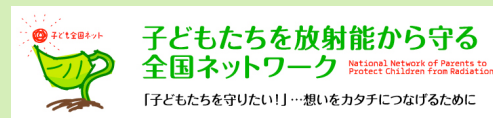
まず、議員に相談してみる！ 自分で調べる！

ツテをたどったり、自分の地域選出の議員に聞くなどして探すか、支援法推進の地方議連もあるので、参加議員を探してみたり、地元議員がいない場合は、近隣自治体の議員に紹介してもらう

※議会HPでもある程度調べることが可能ですし、議会事務所で確認できる項目もあります。

- ・次回議会の日程と陳情請願の×切
- ・自治体での陳情と請願の扱いのちがい
- ・議会での会派別人数や扱いなど
- ・予想される付託先委員会と委員
- ・署名の提出のしかた...など

※ 地方議会で積極的に支援法施行に関する意見書提出に取り組もうという政党もあるので、活用したい。 しえんほうキャンペーン



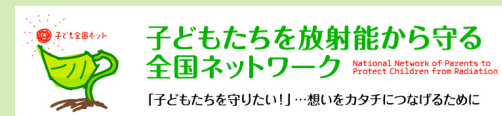
【注意！】自治体によって、 「請願書」と「陳情書」の扱いに差がある！？

- ・議員の紹介の有無のみで、扱いに差がない場合
- ・陳情書では採択がむずかしい場合
- ・陳情書のほうが市民の声として通りやすい場合

いろいろあるらしいので、議員や市民活動の経験者などに事前に確認して、どれがいいのか検討しましょう。

※ほかに、ネット署名の扱いや議会での陳述の有無などもちがう。

しえんほうキャンペーン



どんな意見書を提出してもらいたいのか 要望する意見書内容の主な3つのパターン

A)採択されることを最優先する場合

政権与党が過半席を占めるなど、保守的な議会では、争点になりそうな内容にまで踏み込むと、採択されない可能性が高まる。そうした自治体では、とにかく採択されることを最優先に、意見書提出をめざすほうが得策と言える場合も。

B)「支援対象地域」の指定を盛り込む場合

汚染のある地域、とりわけ「汚染状況重点調査地域」などでは、「自治体で取り組まれる施策に対して、国からの補償をとりつけないと困る」という、自治体の事情もあるので、ぜひ盛り込んだ意見書呼びかけたい。

C)1mSv基準など内容に踏み込む場合

民度が高い自治体、市民派の議員が多い議会構成である、被災地から遠い自治体、などの場合は、内容にまで踏み込んだ意見書を採択している議会も多い。1mSv基準や保養支援、健康診断など、ぜひトライしたい。

しえんほうキャンペーン

【A)豊島区の場合】

請願案を作成

(議会構成・自分の力量・物理的時間で内容を考える)

議員へのアポイントをとる

署名をつけても可

各会派ごとに議員をまわり、署名を取り付ける

議会過半数を占める会派から
署名を取り付けることをめざす

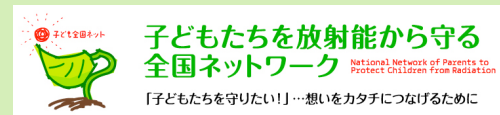
まわる順番、署名を書いて
もらう順番を考慮する

請願書提出

委員会、議会審議、
傍聴

議会での採択、そして意見書提出へ！

しえんほうキャンペーン



【豊島区議会に提出した請願書】

「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期実現を求める意見書提出に関する請願

平成 25 年 2 月 12 日

紹介議員

請願者 伊藤恵美子

東京都豊島区

としま放射能から子どもを守る会

電話

豊島区議会議長 村上宇一殿

請願の趣旨

昨年 6 月 21 日に「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（以下「原発事故子ども・被災者支援法」）が全会一致で可決、成立しました。すべての政党から発議者が出て議員立法として成立した初めての法律です。

この法律では、原発事故による被災者への幅広い支援策を、「原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っている」国の責務において推進することを定めています（第 3 条）。具体的には、人々が支援対象地域に居住し続ける場合も、他の地域へ移動したり、移動前の地域へ帰還したりする場合も、いずれも被災者自身の選択する権利を尊重し支援することとされています（第 8 条、9 条）。さらに、胎児を含む子どもの健康影響の未然防止や放射線の影響を調査する健康診断の必要性、被ばくによる疾病への医療費減免などが盛り込まれ、なおかつ、被ばくと疾病との因果関係の立証責任は、被災者が負わないとされています（第 13 条）。このように、内容的にも画期的な法律が、国会議員自ら被災者の声に耳を傾け、超党派で成立にこぎつけたことは、事故後 2 年以上も経過し、将来に不安を抱く被災者にとって希望の灯となりました。

ところが、成立から 7 カ月経過した現在も、法律に基づいた施策は進んでおりません。この法律の理念・枠組みを具体化すべく、国が支援対象地域の範囲、支援施策の内容、自治体との連携、予算措置などに取り組むことが必要です。豊島区においても、被災地から移動してきた方々が将来への不安を抱えて生活している現状を思うとき、必要な支援を講じるために、この法律に基づいた施策が早期に実現されることが求められます。

よって、下記事項について請願します。

記

原発事故子ども・被災者支援法に基づく施策の早期実現に向けて、1) 基本方針を速やかに定め、予算措置を講じて、各種の施策を早期に具体化すること、2) 地方自治体が行う関連施策に対しても国が支援すること、これらを求める意見書を国に提出してください。

【豊島区議会が国に提出した意見書】

「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期実現を求める意見書(案)

昨年 6 月 21 日に「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（以下「原発事故子ども・被災者支援法」）が全会一致で可決、成立しました。

この法律では、原発事故による被災者への幅広い支援策を、「原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っている」国の責務において推進することを定めています（第 3 条）。具体的には、人々が支援対象地域に居住し続ける場合も、他の地域へ移動したり、移動前の地域へ帰還したりする場合も、いずれも被災者自身の選択する権利を尊重し支援することとされています（第 2 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条）。

さらに、胎児を含む子どもの健康影響の未然防止や放射線の影響を調査する健康診断の必要性、被ばくによる疾病への医療費減免などが盛り込まれ、なおかつ、被ばくと疾病との因果関係の立証責任は、被災者が負わないとされています（第 13 条）。

このように、内容的にも画期的な法律が、国会議員自ら被災者の声に耳を傾け、超党派で成立にこぎつけたことは、事故後 2 年を経過し、将来に不安を抱く被災者にとって希望の灯となりました。

ところが、成立から 8 カ月経過した現在も、法律に基づいた施策は進んでおりません。この法律の理念・枠組みを具体化すべく、国が支援対象地域の範囲、支援施策の内容、自治体との連携、予算措置などに取り組むことが必要です。豊島区においても、被災地から移動してきた方々が将来への不安を抱えて生活している現状を踏まえると、必要な支援を講じるために、この法律に基づいた施策が早期に実現されることが求められます。

よって、豊島区議会は、政府に対し、下記事項について要望します。

記

1) 原発事故子ども・被災者支援法に基づく施策の早期実現に向けて、基本方針を速やかに定め、予算措置を講じて、各種の施策を早期に具体化すること、地方自治体が行う関連施策に対しても国が支援すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

豊島区議会議長名

内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
環境大臣
復興大臣

あて

【B)千葉県野田市の場合 市民団体から議会へ提出した陳情書】

陳情第3号

「原発事故子ども・被災者支援法」について政府への意見書を要請する陳情

(陳情趣旨)

福島原発事故からはや2年になります。

事故による放射性プルームの拡散シミュレーションによると、福島県以外の東北も関東全域も汚染され、野田市も「放射能汚染状況重点調査地域」に指定される被害地域となりました。野田市民・子供たちが、浴びる必要がなかった放射性物質を浴びてしまいました。福島では3人の子供の甲状腺がん、7人が要精密検査との結果が報告されています。初期の被曝量の実態はいまだに明らかになっておらず、野田の子供たちの将来への影響が心配されます。子供をどう守っていくのか、不安は現在も続いています。

野田市においても、行政、議会が一体となり子供を初めとした住民を健康被害から守るために、多大の財政支出と労力を費やして除染、食の安全確保等に取り組まれており、御苦労の多いことと存じております。

幸い昨年6月21日に「原発事故子ども・被災者支援法」(東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律)が与野党超党派の議員による議員立法として、成立しました。内容につきましては改めてここに述べませんが、御承知のとおり画期的で重要な法律です。昨年12月議会において市長も市民の立場に立った非常に評価できる法律であり、野田市も支援対象地域に含まれるとの見解を示されました。12月5日には「基本方針」策定に向けた進捗状況、支援対象地域指定の方向性等について復興庁に質問書を提出されています。

昨年12月、私たちはこの法律に基づく施策が有効に実施されることを願い「原発事故子ども・被災者支援法」について政府への意見書を要望する陳情をいたしました。その節は、行政と一体となり指定地域に含まれるよう意見書を出すことで後押しすべきとのご意見がありました。しかし理念法であり「基本方針」が策定されていないこと、市長が復興庁に質問書を提出し、回答を待っているところでもあるので、時期尚早であるとして不採択となりました。

本年2月5日に至り、質問に対する回答がないままに支援対象地域が決定されることを懸念されるとして、市長が復興庁に要望書を提出し、野田市を初めとした汚染状況重点調査地域は全て、支援対象地域に指定するよう、強く要請されました。

また、同様の要望書が近隣の流山市、我孫子市、常総4市、茨城県町村会、茨城県市長会などからも次々に提出されています。さらに2月26日には、野田市を含む汚染状況重点調査地域に指定された千葉県内の9市が合同で緊急要望を復興庁に提出しています。

現在参議院予算委員会においても、複数の議員から質問が出され、緊急の課題であるのに予算に計上されていないこと、基本方針の策定期、健康不安を抱えた人への早急な支援、地域の範囲、放射線量の基準、被災者の意見の反映のための機会がもた

れていないことなどにつき復興大臣との質疑応答がありました。安倍総理大臣が「安倍内閣として、被災者に寄り添って支援していくつもりだ。健康不安を抱えた子供たちの検診は進めていき、国としてはバックアップしていく。」と答弁しています。

放射能の影響は細胞分裂の活発な若い世代にたくさん出ると言われています。また低線量被曝による影響は、数年もしくは数十年にも及ぶという事実が明らかにされてきています。今でも、チェルノブイリ事故による汚染地帯では、がんだけでなく感染症やさまざまな疾患という健康障害に苦しめられています。このような時代を生き抜かねばならない子供や若者に対して、積極的に放射能による健康被害を予防する施策が必要です。

私たちは、茨城県、千葉県北西部、埼玉県南東部の団体と市民有志とともに復興庁と環境省・原子力規制庁に対して、要望書を提出、これまで3回の直接交渉を行ってきました。現在署名活動も始めており、さらに多くの母親の声を届けます。

総理の答弁を実のあるものにするために、今一番必要なのは、自治体と市民の双方から国に声を届けることであると考えます。野田市長も市民の健康不安を解消するため、安心した生活を実現するために支援対象地域指定を求めて復興庁へ要望書を出されています。野田市議会におかれましてもぜひ御理解、御協力くださいますようお願いする次第です。

(陳情項目)

以下の点について、野田市議会として政府への意見書提出を求めます。

野田市を含めた年間放射線量が1ミリシーベルトを超える「汚染状況重点調査地域」は全て、被災者支援法第8条第1項に規定する「支援対象地域」に指定すること。

平成25年2月28日

野田市議会議長 野口 義雄 様

陳情者

野田市清水
放射能汚染から子どもたちを守る会
代表

外1名

【B】千葉県野田市 議会への提出

発議第 3 号

「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく適切な対応を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年 3 月 8 日

野田市議会議長 野口 義雄 様

提出者 野田市議会議員

中村利久

賛成者 野田市議会議員

同

小倉妙子

同

石原義雄

同

船橋繁雄

同

松本睦男

同

毛南博邦

同

岡田早和子

同

同

同

同

【国へ提出した意見書】

「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく適切な対応を求める意見書（案）

東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響は、野田市にまで及んでいる。そのため、汚染状況重点調査地域に指定され、除染実施計画に基づき除染を進めている。また、この汚染状況重点調査地域に指定された地域で生活する住民等の放射能による健康や生活上の不安は、現在も続いている。

そのような中、昨年6月に超党派による議員立法として「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（以下「被災者支援法」という。）が成立した。

被災者支援法は、特に放射性物質の影響を受けやすい子どもに配慮し、被災者生活支援等に関する施策を推進するもので、被災者の不安解消及び安定した生活の実現に寄与することを目的とした画期的な法律であり、これに期待するところ大である。

ついで、被災者支援法に基づく施策の着実な遂行により、野田市及び汚染状況重点調査地域の住民等が、放射能による健康や生活上の不安を持つことなく、安心して暮らしていけるよう、下記の事項について要望する。

記

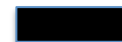
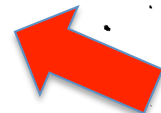
野田市を含めた年間放射線量が1ミリシーベルトを超える「汚染状況重点地域」は、全て被災者支援法第8条第1項に規定する「支援対象地域」に指定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月 日

野田市議会議長

内閣総理大臣 宛て
復興大臣



【B)宮城県丸森町の場合】

意見書（案）

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」の地域の声を反映させた基本方針の策定と早期施行を求めます！

東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質は県境を越えて宮城県にも降り注ぎ、福島県に飛び出す形のわが丸森町も農林水産業を中心に甚大な被害を受けました。健康影響や日常生活、仕事への懸念から若い家族を中心に避難や移住をされた方々も数多くいます。

こうした不安にこたえるため丸森町では健康問題に限っても子どもの甲状腺検査や妊婦の母乳検査を町の予算で行っています。しかし、これらは原子力政策を押し進めてきた国が当然責任を持って行わなくてはならないことです。100万人に1～2人程度と言われている小児甲状腺ガンが福島県民4万人の検査ですでに3人にみつかって手術を行い、さらに7人に疑いがあるという気がかりな状況が報告されています。被ばくの状況と影響についてはまだまだ分からないことがあることをしっかりと認識し、国は健康被害を未然に防ぐために万全を期して臨む必要があります。そして不幸にも健康被害が出てしまったときには国が責任をもって保証する体制を整備しなくてはなりません。ある日突然、一方的に放射能汚染の恐怖にさらされた住民、そして子どもたち、家族が安心して生涯を過ごせる体制を築く責任が国にはあります。

被害者は事故の風化に心を痛めながら、不安の中で待ち続けています。宮城県議会においても昨年の7月に県内92団体の参加で提出された「子どもたちと妊産婦を放射能から守るための体制の確立を求める請願」が全会一致で採択されています。国は国会において全会一致で成立した「子ども・被災者支援法」（以下：支援法）の基本方針を地域の声を反映させながら早期に策定し、施策を展開することが急務であり、以下のことを強く求めます。

記

○支援法の基本方針を早急に策定し、法律を施行すること。

○支援法による支援対象地域は少なくとも2011年3月からの1年間の積算被ばく線量が公衆の被ばく限度である1mSvを超える地域とすること。そして丸森町をその対象地域に指定すること。

○支援内容の策定にあたっては健康調査、健康手帳の配布、医療の保証、生活の支援など地域の声をしっかりと反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2013年 月 日
丸森町議会

宛先予定 内閣総理大臣 安倍 晋三 殿 衆議院議長 伊吹 文明 殿
参議院議長 平田 健二 殿 復興大臣 根本 匠 殿

【B)茨城県守谷市の場合】

「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく適切な対応を求める意見書

東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故により、大量の放射性物質が外部に拡散し、守谷市を含む茨城県南地域は県内でも比較的高い放射線量を示しており、事故発生から1年9カ月を経過した現在もなお、住民の健康不安は払拭されない状況にあります。

そのような中、本年6月に「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（以下「原発事故子ども・被災者支援法」という。）が施行されました。

この法律は、支援対象地域で生活する被災者を支援するため、特に子どもに配慮し、一定基準以上の放射線量が計測される地域に居住していたことがある等の場合は、健康診断が生涯にわたり実施されるよう国が必要な措置を講じることとされていますが、支援対象地域となる放射線量の一定基準が未だ示されておりません。

守谷市においては、国から、平成24年3月28日付けで、守谷市除染実施計画の承認を得ており、子どもの生活環境を最優先に放射線量低減化工事を早急に実施し、幼児施設や小中学校については除染作業が完了し、現在は公園の放射線量低減化工事を進めているところですが、市内には、国が基準として定めた年間1ミリシーベルト以上の場所が未だ点在している状況であります。

国においては「原発事故子ども・被災者支援法」に規定する支援対象地域に守谷市を指定するよう強く要望します。

記

1. 放射線被ばくを受けた地域である守谷市を「支援対象地域」とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

茨城県守谷市議会

提出先：内閣総理大臣、復興大臣、環境大臣、文部科学大臣

平成25年6月25日 現在

| | |
|-----|---|
| 岩手県 | 一関市、奥州市、及び平泉町 |
| 宮城県 | 白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、亘理町、及び山元町 |
| 福島県 | 福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、会津坂下町、湯川村、三島町、柳津町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、新地町、田村市、南相馬市、川俣町、川内村は除染特別地域も含まれるのでこれを除く地域 |
| 茨城県 | 日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、鉾田市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町、及び利根町 |
| 栃木県 | 佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、及び那須町 |
| 群馬県 | 桐生市、沼田市、渋川市、安中市、みどり市、下仁田町、中之条町、高山村、東吾妻町、及び川場村 |
| 埼玉県 | 三郷市、及び吉川市 |
| 千葉県 | 松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、及び白井市 |

※指定を解除した地域

宮城県石巻市（平成25年6月25日）

【c)小金井市の場合】

議員案第54号

子ども・被災者支援法の基本方針に対する意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成24年12月6日提出

小金井市議会議員

片山 薫
漢人 明子

子ども・被災者支援法の基本方針に対する意見書

現在、復興庁を中心として「子ども・被災者支援法」（正式名称：東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律）の基本方針が定められようとしている。

11月28日には、20以上の被災者や避難者の団体がまとまり、復興大臣へ要望書を提出した。要望書の中では、追加被ばく量が1ミリシーベルト以上と推定される地域や、福島県全域及び放射能雲による初期被ばくが懸念される地域は支援対象地域に指定する。それ以外の地域に住む人も個別ケースで支援対象にする仕組みをつくることとされている。

また、在住者・避難者ともに、避難・保養・健診により別々に暮らす家族に会うための移動の費用補助を要望している。

支援対象地域に対して、国による健康管理体制を確立し、健康支援センターの設置、被災者や市民も参加する健康調査検討委員会の設置も挙げられている。

県民健康管理調査に代わる被災者向け健康診断は、「予防原則」にたつ、疾病の未然防止と早期発見を目的とし、国が実施主体となり生涯にわたって無料で行うこと、福島県民に限らず初期被ばくを考慮し甲状腺がん以外の疾病も想定して検査項目の見直しを行うこと、医療費減免のための健康手帳の発行、本人への適切な情報開示と説明機会を確保することが要望されている。

県民健康管理調査に関しては、セカンド・オピニオンの健診に関して費用補助が挙げられ、被ばくの低減、健康被害の未然防止、被災者・避難者の生活支援を行う地方公共団体や民間団体の取り組みを支援することも要望された。

復興庁は、被災地の在住者や避難者、支援団体など様々な市民から、基本方針や施策について寄せられている意見を反映して予算を確保し、被災者当事者が必要と訴える支援に早急に取り組むべきである。

また、法の運用について検討状況を公開し、当事者の声を広く拾うためにパブリックコメントを行い、その回答を公表すべきである。

よって小金井市議会は、国会及び政府に対し、以下の事項を実現するよう強く求めるものである。

- 1 「子ども・被災者支援法」の基本方針や施策に、被ばくを回避する国民の平等な権利の保障及び居住に関する自己決定の尊重と、それを可能にするための生活支援策の実施、「予防原則」に基づく健康被害の未然防止を盛り込むこと。
- 2 基本方針の策定・変更及び施策実施に関し、被災者、避難者、支援団体等と関係行政機関からなる常設機関を設置し、継続的に意見の吸い上げ及び反映を行い、それらを公表すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

【c)大阪府岸和田市の場合】

「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく

具体的施策の早期実施を求める意見書

福島第一原発事故から2年余りが経過し、現在も全国に多数の避難者がおられ、先の見えない不安な生活を余儀なくされている。

平成24年6月21日、国会において「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（以下、「原発事故子ども・被災者支援法」という。）が全会一致で可決、成立した。

この原発事故子ども・被災者支援法は、「支援対象地域」からの避難、居住、帰還といった選択を、被災者がみずからの意思によって行うことができるよう、国が責任を持って具体的な支援をしなければならないと定めている。

また、支援対象地域の範囲、支援施策の内容、自治体との連携、予算措置などの具体的施策は、政府の定める「基本方針」によるものとされている。しかし、同法の成立から1年が経過した現在でも「基本方針」の策定のめどは明らかにされていない。

岸和田市を含め、各地に避難されている方々は、住居、就労、保育、教育、子どもの健康、二重生活等、様々な困難を抱えており、可及的速やかな施策の具体化が求められている。

よって国において、下記事項を実施されるよう強く要望する。

1. 原発事故子ども・被災者支援法に基づく「基本方針」を策定し、各種の具体的施策の早期実現のために必要な予算措置を講ずること。特に、安定した住居の確保、子どもの定期的健康診断と医療費の減免、二重生活における移動交通費の支援は喫緊の課題として具体化すること。
2. 地方自治体が行う関連施策に対しても国が支援を行うこと。
3. 「基本方針」の策定と施策の具体化にあたっては、被災者の意見を十分に反映する措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年6月26日

岸和田市議会

提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長、復興大臣、経済産業大臣、原子力被害担当大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、国土交通大臣

【c)北海道札幌市の場合】

意見書案第8号

原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民への適切な施策の迅速な実施を求める意見書

東京電力福島第一原発事故から1年7カ月が経過したが、現在も収束のめどは立っていない。

こうした状況の中、低線量の放射線が人の健康に与える影響も科学的に十分解明されておらず、保護者や妊婦は、放射線の感受性が高い子どもや胎児への影響に大きな不安を抱えている。

2012年6月21日、第180通常国会において、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」が全会一致で可決・成立した。

本法律の基本理念（第2条）では、被災者に対する生活支援等の施策について、放射線による影響を受けやすい子どもや胎児の健康被害を未然に防止するために、放射線量の低減及び健康管理に万全を期することを含め、子ども及び妊婦に対して特別な配慮をしなければならないとしている。

また、被災者が被災地に居住するか、避難するか、又は避難した後に帰還するかについて、被災者自身の自己決定権を認め、そのいずれを選択した場合であっても適切な支援をしなければならないとしている。

よって、政府においては、被災者の声を真摯に受け止め、本法律に基づき、原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民への生活支援など、具体的かつ適切な施策を迅速に実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年（2012年）11月2日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、復興大臣
（提出者）全議員

【原発事故子ども・被災者支援法 抜粋】

第一条 (目的)放射性物質が広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと等のため…もって被災者の不安の解消及び安定した生活の

第二条 (基本理念)2 被災者生活支援等施策は、被災者一人一人が…支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない。

3 被災者生活支援等施策は、東京電力原子力事故に係る放射線による外部被ばく及び内部被ばくに伴う被災者の健康上の不安が早期に解消されるよう、最大限の努力がなされるものでなければならない。

5 被災者生活支援等施策を講ずるに当たっては、子ども(胎児を含む。)が放射線による健康への影響を受けやすいことを踏まえ、その健康被害を未然に防止する観点から放射線量の低減及び健康管理に万全を期することを含め、子ども及び妊婦に対して特別な配慮がなされなければならない。

第五条 (基本方針)3 政府は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、その内容に東京電力原子力事故の影響を受けた地域の住民、当該地域から避難している者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第七条(除染の継続的かつ迅速な実施)2 前項の場合において、国は、子どもの住居、学校、保育所その他の子どもが通常所在する場所(通学路その他の子どもが通常移動する経路を含む。)及び妊婦の住居その他の妊婦が通常所在する場所における土壌等の除染等の措置を特に迅速に実施するため、必要な配慮をするものとする。

第八条(支援対象地域で生活する被災者への支援)
医療の確保、②子どもの就学等の援助(補習の実施・屋外での運動の機会の提供を含む)、③家庭、学校等における食の安全及び安心の確保(検査のための機器の設置に関する支援を含む)、④放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援(子どもの保護者等による除染等の措置、学校給食等の検査その他の取組を含む)、⑤自然体験活動等を通じた心身の健康の保持、⑥家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援、⑦他

第九条(支援対象地域以外の地域で生活する被災者への支援)
支援対象地域からの移動の支援、②移動先における住宅の確保、③子どもの学習等の支援、④就業の支援、⑤、⑥、⑦家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援、⑧他

第十三条 (放射線による健康への影響に関する調査、医療の提供等)
2 被災者の定期的な健康診断の実施、放射線による健康への影響に関する調査。少なくとも、子どもである間に一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住したことがある者(胎児である間にその母が当該地域に居住していた者を含む。)及びこれに準ずる者に係る健康診断については、それらの者の生涯にわたって実施されること。

3 被災者たる子ども及び妊婦が医療(東京電力原子力事故に係る放射線による被ばくに起因しない負傷又は疾病に係る医療を除いたものをいう。)を受けたときに負担すべき費用についてその負担を減免するために必要な施策その他被災者への医療の提供に係る必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映等)

第十四条 当該施策の具体的な内容に被災者の意見を反映し、定める過程を被災者にとって透明性の高いものとする。

内容に踏み込む場合…

・年間1mSv以上の地域を支援対象地域とすること。

・避難(移住)、居住、帰還を自らの意思によって選択できるように。

・外部被ばく及び内部被ばくに伴う健康上の不安が解消されるように。

・子ども及び妊婦に対して特別な配慮がなされるように。

・被災当事者の意見を反映させるように。

・保養や健診を受けられるように。

……などなど

